

議員報酬を30年ぶりに改定

議会は町長（特別職報酬等審議会）からの回答を受け、議会改革推進特別委員会を開会し、その内容について審議を重ねた結果、令和8年4月から議員報酬を増額する条例改正案を議員発議し、全会一致で可決しました（別表のとおり）。今後も、多くの町民の皆様から信頼を得られるよう、議員活動の質と量を高め、議員一同、町政発展のために邁進していく所存です。

1 報酬改定の目的

- ・今回の報酬改定は、議員の個人的待遇改善のためではなく、「坂町の民主的な仕組みと活力を将来にわたって維持する」という、議会が負うべき重要な責任に基づくものです。
- ・30年間据え置かれた報酬は、現在の負担に見合わず、特に子育て世代や有能な現役世代の立候補を阻む最大の要因です。
- ・坂町議会議員選挙は直近5回で2回が無投票という憂慮すべき状況にあります。今回の報酬改定は、次期改選（令和9年4月）で無投票を回避するとともに、高い志を持つ多様な人材を確保するために必要な対応として行うものです。

2 実施時期について

- ・特別職報酬等審議会の附帯意見にあった「改選時からの実施」ではなく、任期途中となる令和8年4月からの実施を決定したのは、「議員のなり手不足」に対する人材確保の取り組みに確実な効果を持たせるためです。
- ・立候補検討者は、改選の約1年前から準備を始めます。改選の約1年前に新報酬額を適用することで、立候補検討者に十分な「リードタイム」を与え、経済的な見通しを明確に提示できます。この早期の合理的措置こそが、多様な人材の参入を促すための最も効果的な手段となります。
- ・この決定は、1年以上にわたる全議員による議会改革推進特別委員会での継続的な議論と、実効性重視の観点から合意された方針に基づくものです。

3 議員定数について

- ・坂町議会は、段階を踏んで定数を削減し、既に18人から12人にまで削減された定数は現時点での限界数値と考えており、住民の代表である議員をこれ以上減らせば、行政チェック機能などに深刻な支障をきたす恐れがあります。
- ・定数の見直しについては、今後も継続的に審議してまいります。



区分	現行月額	改定月額
議長	311,000円	360,000円
副議長	257,000円	306,000円
常任委員会委員長	246,000円	300,000円
議会運営委員会委員長	246,000円	300,000円
議員	246,000円	295,000円



総合計画調査特別委員会視察（沖縄科学技術大学院大学）

総合計画調査 特別委員会 10月27日～10月29日 ・沖縄県恩納村視察	全員協議会 10月3日 ・財産の取得の件（消防積載車2台） ・（仮称）小屋浦住宅用地敷地整備工事請負契約の件 他6件
	10月31日 ・令和7年第9回坂町議会定例会の件
議会改革推進 特別委員会 11月21日 ・坂中学校施設視察（改修した体育館床面、新設エレベーター、スペースサルポートルーム）	建設文教委員会 10月3日 ・町内の各雨水ポンプ場視察
	11月21日 ・町内の各雨水ポンプ場視察
議会運営委員会 10月2日 ・「平和条例」「平和推進条例」に関する陳情書の件	総務厚生委員会 10月3日 ・避難所運営業務の件 10月31日 ・ストレスチェックの実施状況と活用効果の件
	11月21日 ・議員提出議案の件
11月28日 ・令和7年第9回坂町議会定例会の件 ・坂町議会申し合わせ事項の一部変更の件	議会運営委員会 10月3日 ・令和7年第8回坂町議会臨時会の件
	10月31日 ・令和7年第9回坂町議会定例会の件